

令和8年4月10日

住民の皆さまへ

社会福祉法人 福井市社会福祉協議会
会 長 野 坂 鐵 郎
(公印省略)

令和8年度福井市社会福祉協議会一般会員加入及び会費について
のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本会事業の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられています。

本会では、地域福祉を推進する民間団体として、市内49の地区社会福祉協議会等の協力を得ながら、自治会型デイホーム事業、食事サービス事業、高齢者等の見守り活動、ボランティア活動の推進等、住民参加による福祉のまちづくり事業に取り組んでおります。

また、第4次地域福祉活動計画の年次計画に基づき、住民の主体的な参加と福井市との協働による地域福祉の更なる向上を図ってまいります。

これらの事業は、住民の皆さまからの会費や寄付金、共同募金、行政からの補助金・委託金等で賄われておりますが、特に住民の皆さまからの会員会費につきましては、貴重な財源となっております。

つきましては、会員会費の趣旨をご理解いただき、会員加入、会費納入にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 会費額 | 1世帯年額 500円 |
| 2 募集期間 | 7月末日頃までにお納めくださいますようお願いいたします。 |
| 3 納入方法 | 自治会長までお持ちください。
(自治会で予算化されている場合は、改めてお持ちいただく必要はありません。) |

【お問い合わせ先】

福井市社会福祉協議会

総務企画課 担当 古池

〒910-0018 福井市田原1丁目13番6号

(フェニックス・プラザ1階)

電話(0776)26-1853 FAX(0776)26-9109

福祉のまちづくりのために 令和8年度 福井市社会福祉協議会 一般会員加入のお願い

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」と位置付けられています。福井市社会福祉協議会（市社協）では小学校区ごとに結成された49地区社協や地域の方々とともに「力を合わせて、地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、活動に取り組んでいます。

皆さまからご協力いただく会費が地域福祉活動の貴重な財源となっています。本年度もご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

市社協の主な活動

地区社協や地域の方々と一緒に進める事業

- ・食事サービス（配食・会食）（ボランティアによる安否確認や食を通じたふれあい・交流）
- ・見守り・支え合い活動（近隣住民による見守り体制づくり）
- ・地域福祉活動の企画や情報提供
- ・福祉委員の設置
- ・自治会型デイホーム（地域での出会いや交流の場・健康づくり）

地域の方々の暮らしを支援する事業

- ・ボランティアセンターの運営（普及・啓発、講座の開催等）
- ・学校等での福祉教育の推進
- ・災害への対応と地域福祉の連携
- ・児童館事業・放課後児童クラブ事業・子育て支援事業（わくわくひろば）
- ・権利擁護事業（日常生活自立支援事業、法人後見事業、ふくい嶺北成年後見センター事業）
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・ケアプランセンター
- ・ホームヘルプサービス
- ・福井不死鳥包括支援センター



地域の見守りや
支え合いの推進には
住民の皆さまの
お力が必要！

一般会員とは

住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるまちづくりを推進する社協の活動をご理解いただき、会員という形で参加、協力いただける世帯のことをいいます。

加入方法 会費額は

5月から8月にかけて、
世帯単位で募集しています。

一世帯 年額500円

**令和7年度 一般会員会費総額
33,731,888 円**

一般会費の主な使いみちは、
裏面に掲載しています。



<お問い合わせ>



社会福祉
法 人

福井市社会福祉協議会 田原事務所

〒910-0018 福井市田原1丁目13番6号（フェニックス・プラザ1階）

電話 (0776) 26-1853 FAX (0776) 26-9109

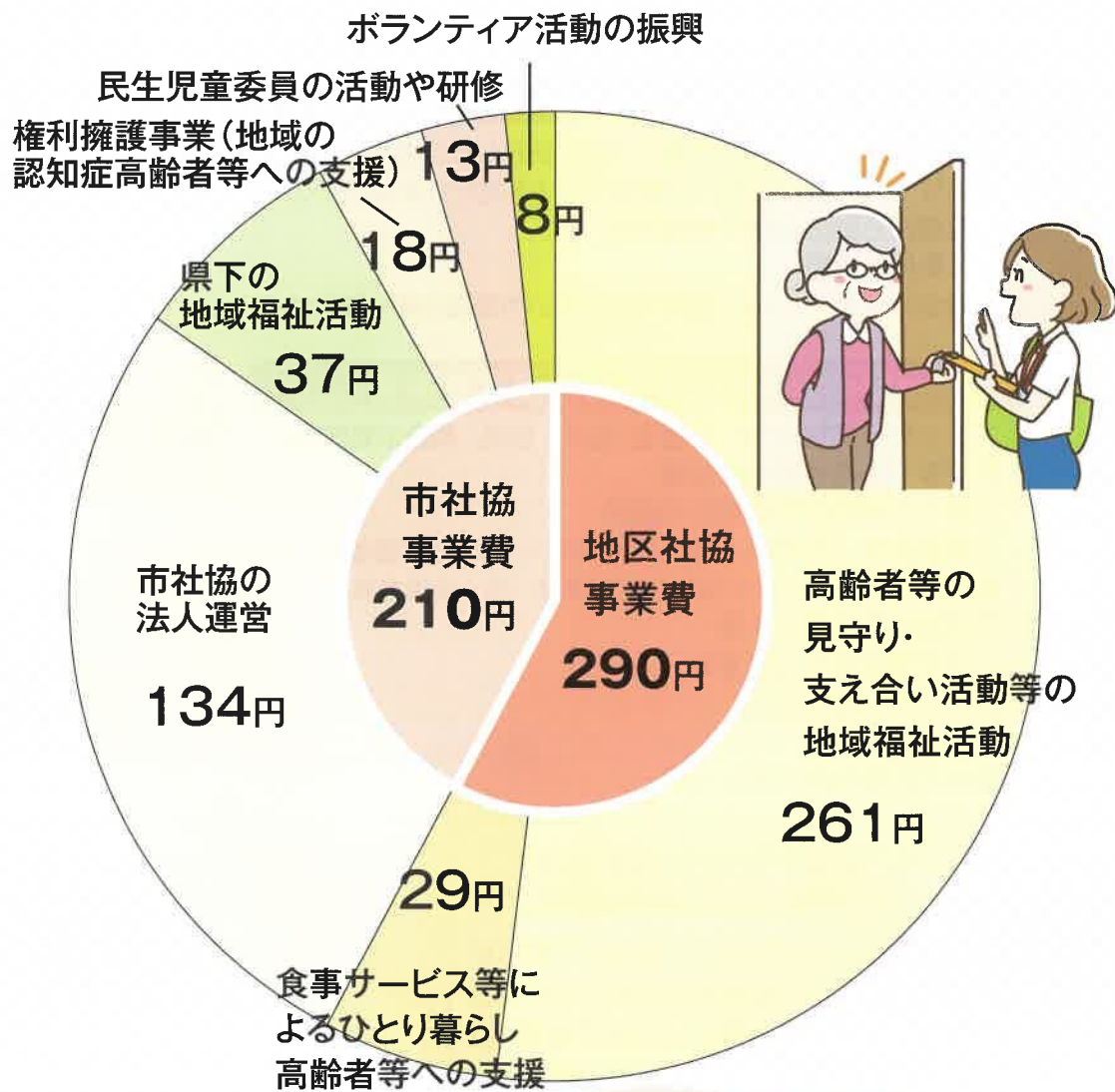
電子メール info@fukuic-shakyo.jp

皆さまからいただく会費（一世帯500円）は
以下の事業に
活用させていただきます。

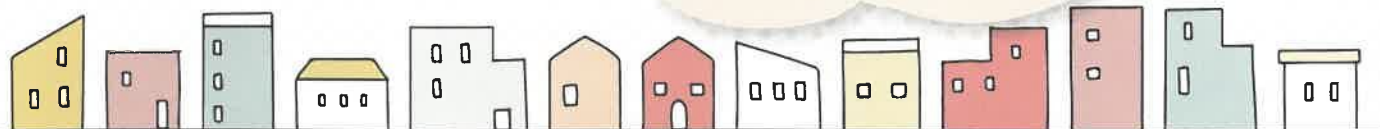


（令和8年度）

一般会員会費の使いみち



誰もが安心して暮らせる
まちづくりのために、
皆様のご理解とご協力を
よろしくお願い申し上げます。



安心して暮らせる地域づくりの推進



地区社会福祉協議会の活動推進

地区社会福祉協議会（地区社協）では、住民参加の地域福祉活動に取り組んでいます。福井市社協は、地区社協活動の企画相談、研修開催、助成等の支援を行っています。

地区社協とは

市内 49 の小学校区ごとに設置され、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりのために、福祉委員、民生委員児童委員等の地域の住民が、自らの手で、地域の特性に応じた福祉活動を展開している住民団体です。

主な活動内容

- ・自治会型デイホームの運営
- ・ひとり暮らし高齢者等見守り支援活動、地域支え合いマップづくり
- ・食事サービス（配食・会食）
- ・ふれあいサロン活動（子育てサロン等）
- ・地区社協だより（広報紙）の発行
- ・ふれあい福祉まつりの開催
- ・各種福祉講座の開催
- ・敬老事業
- ・児童と高齢者のふれあい 等



地域支え合いマップづくり

福祉委員とは

民生委員児童委員と協働しながら、自治会単位でひとり暮らし高齢者等の見守り支援活動を行っています。

（令和 8 年 4 月 1 日現在 約 1,543 名）

※福祉委員活動については、右記の二次元コードからご覧ください。



令和8年度版

福井市社会福祉協議会の

ごあんない



イメージキャラクター
「ふくみん」



社会福祉法人
福井市社会福祉協議会

〒910-0018 福井市田原1丁目13番6号 TEL (0776) 26-1853(代)
フェニックス・プラザ1階 FAX (0776) 26-9109



福井市社協の主な取り組み

地域の支え合いを進める事業

●見守り活動支援

福祉委員、民生委員・児童委員等、ボランティアの協力を得て、見守り活動を実施しています。

●自治会型デイホーム

公民館や集会場など地域の身近な場所で、健康づくりや生きがいづくりを通じて介護予防を目的に開催しています。地区ごとに月5回程度開催しており、概ね65歳以上の方ならどなたでも参加できます。

●食事サービス

概ね70歳以上のひとり暮らしの方(希望者のみ)を対象に、自宅まで食事等を届ける配食サービスと公民館等を会場とした会食サービスを実施しています。

●地域共生社会の実現に向けた取り組み

＜生活支援体制整備事業＞
高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、生活支援コーディネーターが調整役となり、多様な支援体制の充実・強化及び社会参加をすすめます。

＜地域づくりコーディネーター事業＞

「参加支援」と「地域づくり」を担う地域づくりコーディネーターが、ひきこもり等の方々への社会参加支援や活動先の開拓、多分野がつながる地域のプラットフォームづくりの推進や地域課題解決に向けた取り組みのコーディネーター等を行い、社会とのつながりづくりを支援します。

●第4次地域福祉活動計画の実施(令和4～8年度)

誰もが安心して生活できる地域をつくるために、市社協が事務局となって地域福祉活動計画を策定し、住民の方々と協働しながら活動しています。

【基本理念】「力を合わせて、地域福祉で安心して暮らせるまちづくり」

【基本目標】1 ひとづくり 2 つながりづくり 3 まちづくり

3つの基本目標のもと、18項目の取組みを各地区ですすめます。活動計画の具体的な内容は、市社協ホームページからご覧いただけます。

●集いの場づくり(中央サロン、ふらっとペル)

「気軽に楽しく」交流できるサロンを開催しています。

(中央いきいきサロン)

【日時】毎週金曜日 13時～15時30分(年末年始・祝日を除く)

【場所】市民福祉会館 ボランティアルームA(フェニックス・プラザ4階)



デイホームでスライツリッジを楽しむ皆さん

地域の暮らしを応援する事業

＜権利擁護事業＞

●日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどに、ものごとをひとりで判断することに不安がある方が、できるだけ自立して地域で生活が送られるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理をお手伝いします。

●法人後見事業

福井市社協が法人として成年後見人等となり、判断能力が不十分な方の財産管理と身上保護を行います。

●ふくい嶺北成年後見センター事業

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度の普及・啓発、利用支援、市民後見人の養成等を行います。

●福井市未来あんしんサポート事業(新)

身寄りのない高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、定期的な見守りや、死後事務等の必要な支援を提供します。

＜介護事業＞

●訪問介護事業所の運営(新)

要介護者や要支援者、障がいのある方が地域で安心して生活を続けられるよう、訪問介護(介護サービス)や居宅介護・同行援護・移動支援(障害福祉サービス)、ふれあいお助けさん事業(有償サービス)等必要なサービスを提供します。

●福井不死鳥包括支援センター(ほやねっと不死鳥)の運営(新)

順化・日之出・旭の3地区を担当し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう介護・保健・福祉・医療サービスの利用も含めたさまざまな相談に応じ、高齢者やその家族を支えます。

●居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)の運営(新)

介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者の心身の状況や環境などに応じて適切な介護・医療・福祉サービスを受けられるよう居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成し、地域での自立した生活を継続できるように、市町村や居宅サービス事業所、介護保険施設と連絡・調整を行います。

●介護認定調査センターの運営(新)

介護保険法に基づく要介護・要支援認定申請者及び障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定申請者に、認定調査員が公正・中立な立場で、介護認定調査及び障害支援区分認定調査を行っています。

